

税の申告はお早めに

所得税及び住民税の申告が2月16日(金)から始まります。

申告期限は3月15日(木)ですが、できるだけ早めに済ませましょう。

また、消費税と地方消費税の申告は、4月2日(月)が申告・納付の期限となっております。

場所は役場3階会議室で行います。また、受付時間は、午前9時から11時、午後1時から5時までとなっております(※3月2日(金)は午後7時まで、3月4日(日)は、午前9時から午後3時まで申告を受付いたしますので、ご利用ください。)

申告が必要な方

- ① 事業所得がある人(自営業、農業など)や不動産所得などがある人
- ② 公的年金などの受給者で追加控除のある人
- ③ 給与所得以外に不動産、年金などの所得のある人／退職などで年末調整を受けていない人
- ④ 一時所得のある人

申告に必要な書類

① 平成29年中の収入がわかる書類(給与や公的年金等の源泉徴収票／保険の満期など一時所得の支払証明／個人年金の支払証明など)

② 国民年金保険料控除証明書

③ 国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の領収書等(役場で申告される方は不要)

④ 社会保険任意継続、建設国保など健康保険料の領収書

⑤ 地震保険、生命保険などの控除証明書

⑥ 障害者手帳、療育手帳など(本人または被扶養者が認定を受けている場合)

⑦ 印鑑

詳しくは、国税庁ホームページをご覧になるか役場税務課税務係(☎57・5111内線243)までお問い合わせください。

医療費控除の提出書類が簡略化されます

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

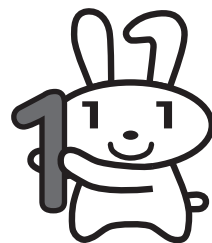
この明細書には、医療を受けた人ごと、病院・薬局ごとに医療費を合計して記載する必要があります。

※医療費の領収書は、自宅で5年間保存する必要があります(税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません)。

確定申告にはマイナンバーが必要です

税務署に提出する申告書や申請書には、提出される方のマイナンバーの記載が必要です。

また、配偶者や親族を扶養するときは、その方のマイナンバー記載も必要ですので、申告の際に、本人確認書類の提示または、写しの添付が求められます(本人確認：マイナンバーカードもしくは通知カード及び身分証明書)。



2月28日は国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の納期限です

納め忘れはありませんか？

今一度、お手元の納税通知書をご確認ください。

失業や入院などで納付が困難になったときは、ひとりで悩まず、早めにご相談ください。

ふれあい通信 に放送を流しませんか？



昨年4月から稼働した「ふれあい通信」は、毎日、朝・昼・夜の3回、町民の皆様には町の行事やお知らせを放送しております。

緊急時の防災機能強化として、各ご家庭に整備した放送端末機ですが、平常時においては、町民の生活に直結した様々なお知らせを放送することで、最新の情報を多くの町民に知ってもらえるよう毎日放送しております。

更なる放送の充実を図るため、町民の皆さんが活動している団体の紹介や発表会等お知らせしたいイベントがございましたら、「ふれあい通信」を活用してみませんか。

詳しいお問合せは、役場総務課広報広聴係 ☎57-5111（内線232）に連絡ください。

なお、営利目的の放送は有料となりますので、ご了承ください。

下記の内容は、放送できません。

- 公序良俗に反するもの
- 選挙活動その他政治活動及び宗教的活動
- 個人または団体などを誹謗中傷するもの

予備自衛官補採用試験案内

募集種目	受験資格	受付期間	試験日
予備自衛官補（一般公募）	18歳以上34歳未満の者	平成30年1月9日（火） ～平成30年4月6日（金）	平成30年4月14日（土）～18日（水） （いずれか1日を指定）
予備自衛官補（技能公募）	18歳以上で国家免許資格等を有する者		

※受験資格、国家免許資格の細部は俱知安地域事務所に問い合わせください。

詳しいお問い合わせは

俱知安地域事務所：俱知安町南3条東1丁目 ☎0136-23-3540

役場担当窓口：総務課総務係 ☎57-5111（内線209）

自衛官募集相談員：大友 剛さん ☎57-5172

武田 司さん ☎55-3666